○市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項 及び第5条の3第1項の規定に基づき管理者が定める額に関する告示

(平成4年9月4日告示第1号)

改正

平成 6年 8月18日告示第1号 平成 7年 4月25日告示第1号 平成 7年 8月31日告示第3号 平成 8年 5月 9日告示第3号 平成 9年 4月21日告示第1号 平成10年 5月 7日告示第2号 平成11年 4月21日告示第1号 平成12年 5月19日告示第1号 平成13年 5月28日告示第1号 平成14年 6月 3日告示第1号 平成15年 6月 2日告示第1号 平成16年 5月21日告示第1号 平成17年 4月27日告示第1号 平成18年 4月 4日告示第1号 平成19年 5月30日告示第1号 平成20年 5月 8日告示第1号 平成21年 5月 8日告示第1号 平成22年 5月25日告示第1号 平成23年 3月31日告示第1号 平成24年 5月23日告示第1号 平成25年 3月31日告示第1号 平成28年 5月12日告示第3号 平成29年 3月31日告示第2号 平成30年 3月30日告示第2号 平成31年 3月31日告示第1号 令和 2年 3月31日告示第1号 令和 3年 3月31日告示第1号 令和 4年 3月31日告示第1号 令和 5年 3月31日告示第2号

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和54年条例第16号)第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき、管理者が定める額は次のとおりとする。

年齢階層 最低限度額	最 高 限 度 額
------------	-----------

20歳未満	5, 166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6, 194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7, 139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7, 109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成4年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用する。
- 2 市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第2項各号の規定 に基づき管理者が定める額に関する告示(昭和62年告示第2号)は廃止する。ただし、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成6年8月18日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、平成6年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、 適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補 償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成7年4月25日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、平成7年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、 適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補 償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成7年8月31日告示第3号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、平成7年8月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、 適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補 償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成8年5月9日告示第3号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、 適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月21日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、平成9年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、 適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成10年5月7日告示第2号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、平成10年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年4月21日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成12年5月19日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成12年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成13年5月28日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成13年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成14年6月3日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成14年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る

年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成15年6月2日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成15年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成16年5月21日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成16年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月27日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成17年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る 年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事 由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月4日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成18年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年5月30日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成19年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成20年5月8日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基

礎額については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年5月8日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成21年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成22年5月25日告示第1号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日告示第1号)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年5月23日告示第1号)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月31日告示第1号)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成25年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年5月12日告示第3号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日告示第2号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日告示第2号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月31日告示第1号)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日告示第1号)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎 額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間 に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎 額については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第1号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎 額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間 に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎 額については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日告示第1号)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎 額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間 に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎 額については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日告示第2号)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎

額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間 に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎 額については、なお従前の例による。